

# 越谷市中小企業実態調査委託 選考審査実施要領

## 1. 選考審査の趣旨

越谷市中小企業実態調査委託を締結するにあたり、委託の相手方業者の専門知識・技術・対応能力等を見極め、本業務に最適な業者を選考する。

## 2. 業務委託に関する事項

- (1) 件名 越谷市中小企業実態調査委託
- (2) 場所 越谷市全域
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4（2022年）年3月31日（木）
- (4) 目的 新型コロナウイルス感染症による影響も含め、大きく変化する経営環境に置かれた市内事業者へのアンケート調査等を実施することにより、地域経済の現状把握及び中小企業者向け支援ニーズの分析を目的とする。
- (5) 業務内容 別紙仕様書による
- (6) 委託料限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 選考方式

公募型プロポーザル方式とする。

提出された企画提案書等の書類審査及び個別ヒアリングを実施し、その評価と見積金額を総合的に判断して相手方を選定する。なお、参加資格を満たした申込者が6者を超えた場合、一次審査（書類審査）を実施し、選考審査会を行う6者を選定する。

## 4. 審査方法

書類審査及び選考審査会を設け、参加者による提出書類、個別ヒアリング及び質疑応答について審査員が採点を行い、合計得点の高いものから順位を決定し、最上位のものを契約予定者として選定する。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合、選考審査会での協議により選定する。

## 5. 参加資格

- (1) 本プロポーザルの参加資格を有する者は、令和3年（2021年）7月2日現在において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - ①令和3・4年度越谷市物品購入等競争入札参加資格者として登録があること。
  - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受ける者にあつては、裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、越谷市の再審査を受け、入札参加資格を有する者であること。

- ④本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、令和3年6月25日から契約締結までの間に、次のいずれかに該当することとなった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないものとする。
- ①越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けた者
  - ②越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けた者
  - ③越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けている者
  - ④国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者（市長が特に認める者を除く。）

## 6. 提出書類

### (1) 参加申込書（様式1）

提出期限 令和3年（2021年）7月2日（金）17時15分まで  
提出場所 環境経済部 経済振興課  
提出方法 郵送（必着）又は持参  
部数 1部

### (2) 企画提案書（様式2）

提出期限 令和3年（2021年）7月13日（火）17時15分まで  
提出場所 環境経済部 経済振興課  
提出方法 郵送（必着）又は持参  
部数 7部（別途、電子データも提出すること）

### (3) 見積書（様式3）及び見積明細書

提出期限 令和3年（2021年）7月13日（火）17時15分まで  
提出場所 環境経済部 経済振興課  
提出方法 郵送（必着）又は持参  
部数 1部

（見積書作成の注意事項）

- ・ 予算上限額 3,000,000円
- ・ 見積金額には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額（課税事業者の場合、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・ 見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者氏名を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。
- ・ 見積書には、見積もった契約希望金額の明細がわかる見積明細書（課税事業者の場合、消費税及び地方消費税を加算したものとする。このため見積書の記載

金額と見積明細書の合計金額は一致しない)を必ず添付すること。

- ・見積明細書の様式は問わない。
- ・見積書、見積明細書は、件名及び社名を記載した封筒に入れて提出すること。

## 7. 選考方法

### (1) 一次審査(書類審査)

参加資格を満たした申請者が6者を超えた場合、一次審査(書類審査)を実施し、選考審査会を行う6者を選定する。この場合、一次審査を不合格となった者については、書面により通知する。

### (2) 二次審査(選考審査会)

下記のとおり選考審査会を開催し、企画提案書に基づいて個別ヒアリングを行う。

開催日時 令和3年(2021年)7月16日(金)

(詳細時刻については別途通知)

会場 産業雇用支援センター

実施方法 ・1参加者につき、個別ヒアリングの時間は説明及び質疑応答を含めて30分程度とする。

・説明者は、本業務の担当者(必須)を含め、3名以内とする。原則として、主な説明者は本業務の担当者とする。

・企画提案書の内容に基づき、評価項目に沿って説明を行うこと。

選考審査 全参加者の個別ヒアリング終了後、選考審査会による選考審査を実施する。審査では、評価項目ごとに参加者の採点を行い、合計得点の最も高い参加者を契約予定者とする。合計得点が最も高い参加者が複数の場合、選考審査会の協議により契約予定者を決定する。参加者が1者の場合、評価項目の合計配点の60%以上を得た場合に契約予定者を決定する。また、対象がない場合、本プロポーザルは中止とする。

## 8. 評価・採点方法

### (1) 評価項目、配点、着眼点

①運営体制(10点):業務の実施体制(人員・経験値)や業務遂行能力(企業の強み・実施スケジュール)を確認する。

②業務実績(10点):類似の調査業務の受託実績を確認する。

③理解度(10点):越谷市の経済に関する現状及び課題の考え方を確認する。

④業務実施に係る技術・企画(30点)

:業務実施のための知識・技術、独自性、付加価値、業務目的達成のための企画を確認する。

⑤ヒアリング調査に係るノウハウ・企画(10点)

:業務実施のためのノウハウ、独自性、付加価値、業務目的達成のための企画を確認する。

⑥価格評価(30点):価格と内容に十分な費用対効果が認められるか確認する。

(2) 評価割合と選考審査の例

評価割合：A（特に優れている）100%、B（優れている）80%、  
C（標準点）60%、D（やや劣る）40%、E（劣る）0%

選考審査の例

評価項目	着眼点	配点 (満点)	参加業者			
			イ社	ロ社	ハ社	ニ社
運営体制	業務の実施体制 業務遂行能力	10	B (8)	B (8)	A (10)	B (8)
業務実績	類似の調査業務の受 託実績	10	A (10)	B (8)	A (10)	B (8)
業務 内容	理解度	10	A (10)	A (10)	C (6)	B (8)
	業務実施に係 る技術・企画	30	B (24)	A (30)	C (18)	D (12)
	ヒアリング調 査に係るノウ ハウ・企画	10	B (8)	A (10)	C (6)	C (6)
価格評価	企画提案の内容に十 分な費用対効果が認 められるか	30	B (24)	B (24)	B (24)	A (30)
合計得点		100	84	90	74	72
順位			2	1	3	4

9. 注意事項

- (1) 選考審査会参加に関する一切の費用は各参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合は失格とする。
- (3) 提出された見積書は、書換え、差替え又は撤回することはできない。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 選考結果については各参加者に通知するとともに、公表する。
- (6) 選考後の契約締結については、越谷市契約規則等によるものとする。

## 10. 質疑方法

質疑受付：令和3年（2021年）7月5日（月）17時15分まで

受付方法：質問書（様式4）を用いて電子メール

メールアドレス：keizaishinko@city.koshigaya.lg.jp

質疑回答日：令和3年（2021年）7月6日（火）予定

回答方法：電子メール及び市ホームページに掲載

## 11. 担当課連絡先

名称：越谷市環境経済部経済振興課

所在：〒343-0023

越谷市東越谷1-5-6 越谷市産業雇用支援センター3F

電話：048-967-4680

FAX：048-967-4690